

○ 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第76号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～第6（略） 第7 船舶局</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 法第34条の義務船舶局等</p> <p>(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 施行規則第28条第2項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 船舶地球局の無線設備</p> <p>A（略）</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～第6（略） 第7 船舶局</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 法第34条の義務船舶局等</p> <p>(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 施行規則第28条第2項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 船舶地球局の無線設備</p> <p>A（略）</p> <p><u>B インマルサットB型</u></p>

B・C (略)

(エ)・(オ) (略)

(2)～(9) (略)

第8～12 (略)

第13 船舶地球局

1～5 (略)

6 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力(以下「EIRP」という。)が各システムに応じて次の値以下になるものであること。

(1)～(4) (略)

7・8 (略)

第14～第25 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1・第2 (略)

第3 衛星関係

1 システム別審査基準

(1)～(4) (略)

(5) インマルサット携帯移動地球局

ア～オ (略)

C・D (略)

(エ)・(オ) (略)

(2)～(9) (略)

第8～12 (略)

第13 船舶地球局

1～5 (略)

6 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力(以下「EIRP」という。)が各システムに応じて次の値以下になるものであること。

(1) インマルサットB型

33デシベル(1ワットを0デシベルとする。以下同じ。)

(2)～(5) (略)

7・8 (略)

第14～第25 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1・第2 (略)

第3 衛星関係

1 システム別審査基準

(1)～(4) (略)

(5) インマルサット携帯移動地球局

ア～オ (略)

カ 工事設計等

空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。

(ア) (略)

(イ)～(キ) (略)

(6)～(12) (略)

2・3 (略)

カ 工事設計等

空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。

(ア) (略)

(イ) インマルサットB型

33 デシベル

(ウ)～(ク) (略)

(6)～(12) (略)

2・3 (略)

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。